

届け出は 14 日以内に



建設国保はみなさまからの届出により、保険料の算定や医療費の給付を行っております。

届出が遅れることで、誤った保険料の請求や、資格の無い方への給付を行ってしまう場合があります。医療機関や市町村役場にまでご迷惑がかかりますので、以下の内容に変更があった場合は、出来るだけ速やかに建設国保へご連絡ください。

【届出が必要な場合とは】

- ☆ 住民票の内容に変更があった場合
出産・結婚・氏名や続柄の変更・住所の移転・世帯の分離や合併・離婚・死亡など
- ☆ 同一世帯の方が他の保険（健保や共済など）へ加入した場合
- ☆ 同一世帯の方が他の保険（健保や共済など）をやめた場合
- ☆ 従業員の雇入れで一人親方から個人事業主になった場合
- ☆ 事業所が法人化した場合
- ☆ 法人を解散し個人事業所になった場合
- ☆ 事業の内容(業種や代表者など)に変更があった場合

【脱退が必要な場合とは】

- ★ 建設工事に携わらなくなった(転業や廃業、退職など)場合
- ★ 他の健康保険に加入した場合
- ★ 生活保護を受けた場合
- ★ 死亡した場合
- ★ 障害認定を受け広域連合へ加入する場合

脱退(資格喪失)日から保険証は 使用できません！

脱退(資格喪失)後、無効である保険証を使用した場合は、

後日 総医療費の7割～9割 を建設国保へ返還していただくこととなります。

資格が無いのに保険証を利用して受診されると

医療機関にもご迷惑をおかけすることになりますので、

届出は速やかに、必ず届書と併せて保険証をご返却ください。

